

給水中止の手続きについて

水道のご使用を中止（閉栓）されるときは、給水使用中止届の提出が必要です。
水道部業務課の窓口などでお手続きをお願いします。

※ 遠方にお住まいの方や日中窓口に来られない方は郵送でも受付いたしますが、
その場合は必ず水道部業務課まで事前にご連絡をお願いいたします。

給水使用中止届の記入箇所

- 記入日
- 使用者
 - ・住所（郵便物が届く住所、引越しの場合は新住所）
 - ・給水場所（水道の給水を中止される住所）
 - ・氏名
 - ・連絡先（日中に連絡がとれる電話番号）
- 給水中止日（閉栓希望日）
- 料金精算方法（いずれかに☑）
 - ・納付書送付先
使用者住所と同じ場合は「上記のとおり」に☑、違う場合は住所・氏名を記入
- 届出人
使用者本人が届け出される場合は、「使用者と同じ」に☑
代理の方が届け出される場合は、届出人欄の住所・氏名・連絡先を記入

水道料金の精算について

水道のご使用を中止されるときは、直近の検針日から給水中止日までの水道料金を精算いたします。

納付書払いの場合は、納付書の発送が中止日から10日程度かかる場合がございます。

留意事項

給水中止のお手続きがない場合は、水道を使用していなくても水道料金（基本料金）が発生しますので、ご使用中止日が決まれば早めの届け出をお願いいたします。

窓口での手続きの場合は、運転免許証等により届出人の本人確認をさせていただきます。
郵送での手続きの場合は、届出人の運転免許証等のコピーを併せて送付してください。

〒642-8501

和歌山県海南市日方1289番地26

海南市水道部業務課

営業時間 平日8:30～17:15

TEL (073) 483-8750

FAX (073) 483-8752

様式第7号(第10条関係)

課		班		班	
長		長			

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

給 水 使 用 中 止 届

この度水道の給水を中止したいので、届出いたします。

海南市水道事業管理者
海南市長 様

お 客 様 番 号

使 用 者	住 所	※郵便物が届く住所、引越しの場合は引越先住所	
	給 水 場 所	海南市	※水道の給水を中止される住所
	氏 名	水 道 太 郎	
	連 絡 先	() -	※日中に連絡がとれる電話番号
給 水 中 止 日		〇〇年〇〇月〇〇日	
料 金 精 算 方 法		☐ 口座振替 ☐ 納付書 ※いずれかに ☒	
納 付 書 送 付 先		☐ 上記のとおり	
上 記 と 違 う 場 合	住 所	納付書送付先が、上記 使用者欄の住所と違う 場合に記入	
	氏 名		

届 出 人 ☐ 使用者と同じ	住 所	海南市日方1289番地26	
	氏 名	水 道 花 子	
	連 絡 先	() -	※日中に連絡がとれる電話番号

メーター	使用者本人が届け出される場合は、 ☒ のみ 代理の方が届け出される場合は、住所等を記入	☐ 止水栓止め
口径		m ³ 検満年月 年 月

備 考
